

「令和5年度版 賃貸不動産管理の知識と実務」正誤表

下記に内容に誤りがありましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、訂正させていただきます。

頁数	内容	修正後	修正前
22	第1編第3章現在の社会情勢Ⅱ賃貸住宅に関する国の政策 23行目	令和3年度から令和12年度までを計画期間	令和3年度から令和7年度までを計画期間
28	第1編第3章現在の社会情勢Ⅱ賃貸住宅に関する国の政策 29行目	『不動産業ビジョン2030～令和時代の「不動産最適活用」に向けて～』	『不動産ビジョン2030～令和時代の「不動産最適活用」に向けて～』
29	第1編第3章現在の社会情勢Ⅱ賃貸住宅に関する国の政策 1行目	『不動産業ビジョン2030～令和時代の「不動産最適活用」に向けて～』	『不動産ビジョン2030～令和時代の「不動産最適活用」に向けて～』
70	第2編第2章Ⅳ 4 重要事項説明(13条)(6)説明事項「七 責任及び免責に関する事項(同条第7条)」 34行目	当該保険によって補償される損害については	当該保険によって保障される損害については
203	第4編第1章Ⅰ賃貸借契約の成立「Introduction▶2」の4行目	持分価格	特分価格
413	第6編第1章「Introduction▶3」の3行目	これを委託者に	これを受託者に
425	第6編第1章Ⅲ2●設備の定期報告等 18行目	消防長または所轄の消防署長宛に	所轄の消防署長宛に
509	第6編第2章Ⅲ建築基準法等による規制 33行目	肺が線維化して	肺が繊維化して
642	第7編第1章Ⅱ募集広告活動に関する制限「①新築」の 6行目	建築工事完了後1年未満であって、居住の用に供されたことがないもの	建築後1年未満であって、居住の用に供されたことがないもの
642	第7編第1章Ⅱ募集広告活動に関する制限「⑩新築賃貸アパート」 30行目	マンション以外の新築の建物であって、住戸ごとに、賃貸するもの	マンション以外の新築の建物の一部であって、住戸ごとに、賃貸するもの
642	第7編第1章Ⅱ募集広告活動に関する制限「⑪中古賃貸アパート」 32行目	マンション以外の建物であり、建築後1年以上経過し、又は居住の用に供されたことがある建物であって、住戸ごとに賃貸するもの	マンション以外の建物であり、建築後1年以上経過し、又は居住の用に供されたことがある建物の一部であって、又は居住の用に供されたことがある建物であって、住戸ごとに、賃貸するもの
872	第7編第5章Ⅵ税金(1)固定資産税 11行目	市町村税(東京23区の場合は都税)として課税される税金である。納税は市町村などから送られてくる納税通知書で、	市区町村によって課税される税金である。納税は市区町村から送られている納税通知書で、
882	第7編第5章Ⅲ建築基準法等による規制 3行目	開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に	開始があったことを知った日から10か月以内に